
グリーンシー 改革のための本協会関係規則の改正について

日証協 平 16.1.15

本協会は、1 月 15 日の理事会において、店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則「公正慣習規則第 2 号」の一部を改正した。

今般の規則改正は、昨今グリーンシー 銘柄が増加している現状を勘案し、エマージング銘柄の位置付けの明確化を図るとともに、取扱会員の行う銘柄審査内容及び審査手続きを充実させ、グリーンシー 制度のより一層の信頼性の向上を目指すため、本協会の関係規則について所要の整備を行うものである。

本規則改正は、1 月 20 日から施行することとした。

本規則改正の趣旨・骨子及び改正部分の新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

グリーンシート改革のための本協会関係規則の改正について

平成 16 年 1 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

昨今グリーンシート銘柄が増加している現状を勘案し、エマージング銘柄の位置付けの明確化を図るとともに、取扱会員の行う銘柄審査内容及び審査手続きを充実させ、グリーンシート制度のより一層の信頼性の向上を目指すとともに、その他所要の規定の整備を図るため、「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 2 号）の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

○ 「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 2 号）の一部改正

- ・ エマージングの対象企業群を「取扱会員となろうとする会員において第 24 条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分」と表現するとともに、他の区分もより明確な実態を表す表現に改めることとする。

（第 21 条）

- ・ 取扱会員となろうとする会員がエマージングに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする場合の審査項目に、次の事項を追加する。

- ① 財務諸表又は連結財務諸表に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する重要な注記がなされておらず、かつ、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書において当該事象又は状況に関する重要な事項が除外事項とされていないこと及び追記情報として記載されていないこと
- ② 事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ、その基礎となるビジネスモデルに収益性が認められること
- ③ 当該発行会社の属するマーケットの特性、その中での競争力及びそれを支える経営資源等を勘案し、事業の成長性が認められること

（第 24 条第 1 項）

- ・ 取扱会員となろうとする会員は、あらかじめ適正な審査を行うに足る社内規則を定め、本協会に提出しなければならないこととする。当該社内規則について変更が生じたときも同様とする。

（第 24 条第 3 項）

- ・ 本協会は、取扱会員となろうとする会員により第 24 条第 1 項の審査が行われたことを、当該会員から提出された審査の結果について記した書面により確認することとする。 （第 26 条第 4 項）
- ・ その他所要の規定の整備を図ることとする。

III. 施行の時期

- ・ この改正は、平成 16 年 1 月 20 日から施行することとする。

以 上

「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第2号）の一部改正について

平成 16 年 1 月 15 日

（下線部分変更）

新	旧
（グリーンシート銘柄の区分） 第 21 条 <u>グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。</u> 1 <u>エマージング（取扱会員となろうとする会員において第 24 条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分）</u> 2 <u>フェニックス（上場廃止又は登録取消しとなった銘柄のうち、取扱会員となろうとする会員において流通性を確保する必要があると判断された株券等を指定する銘柄区分）</u> 3 <u>リージョナル（エマージング及びフェニックスのいずれにも該当しない企業が発行する株券等を指定する銘柄区分）</u> 4 <u>投信・SPC（第 16 条第 2 項に掲げる投資証券及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において第 24 条に規定する審査を行った結果、適当であると判断されたものを指定する銘柄区分）</u> （審査） 第 24 条 <u>取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がエマージング又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第 26 条の届出を行おうとする店頭取扱有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行者の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、投信・SPCに区分する場合は、第 3 号から第 5 号を除く。</u> 1 <u>法令遵守状況を含めた社会性</u> 2 <u>適時開示体制の整備状況</u>	（グリーンシート銘柄の区分） 第 21 条 <u>グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴により、エマージング（ベンチャー企業、成長指向企業、上場指向企業が発行する株券等向け銘柄区分）、フェニックス（上場廃止・登録取消企業が発行する株券等向け銘柄区分）、リージョナル（エマージング及びフェニックスのいずれにも該当しない企業が発行する株券等向け銘柄区分）及び投信・SPC（第 16 条第 2 項に掲げる投資証券及び優先出資証券向け銘柄区分）に区分することとする。</u> （新 設） （新 設） （新 設） （新 設） （審査） 第 24 条 <u>取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がエマージング又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第 26 条の届出を行おうとする店頭取扱有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員が当該銘柄の発行会社の法令遵守状況を含めた社会性、適時開示体制の整備状況、事業の成長性及び当該銘柄に対して投資するに当たってのリスクについて審査を行ったうえで、エマージング又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。</u> （新 設） （新 設）

新	旧
3 <u>財務諸表又は連結財務諸表に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する重要な注記がなされておらず、かつ、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書において当該事象又は状況に関する重要な事項が除外事項とされていないこと及び追記情報として記載されていないこと</u> 4 <u>事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ、その基礎となるビジネスモデルに収益性が認められること</u> 5 <u>当該発行会社の属するマーケットの特性、その中での競争力及びそれを支える経営資源等を勘案し、事業の成長性が認められること</u> 6 <u>当該銘柄に投資するに当たってのリスク</u> 2 (現行どおり) 3 第1項の審査を行おうとする会員は、あらかじめ、<u>同項に定める項目について適正な審査を行うに足る社内規則を定め、本協会に提出しなければならない。当該社内規則について変更が生じたときも同様とする。</u> 4 第1項の審査を行う会員は、<u>前項の規定に基づき本協会に提出した社内規則に従って当該審査を行わなければならない。また、行った審査の内容、審査の結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録を、書面又は電磁的方法により保存しなければならない。</u> (届出及び指定) 第26条 (現行どおり) 2 ・ } (現行どおり) 3 4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、<u>取扱会員となろうとする会員により第24条第1項の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の結果について記した書面により確認し、かつ、第2項の規定により明示された区分が適当であると認めた場合には、当該店頭取扱有価証券を当該銘柄区分に区分するグリーンシート銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員(代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員)として指定し、その旨を公表することとする。</u> 5 (現行どおり)	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (省 略) 2 (省 略) 3 第1項の審査を行おうとする会員は、あらかじめ、<u>当該審査に関する社内規則を定め、これに従って当該審査を行わなければならない。また、行った審査の内容、審査の結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録を、書面又は電磁的方法により保存しなければならない。</u> (新 設) (届出及び指定) 第26条 (省 略) 2 ・ } (省 略) 3 4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、かつ、第2項の規定により明示された区分が適当であると認めた場合には、当該店頭取扱有価証券を当該銘柄区分に区分するグリーンシート銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員(代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員)として指定し、その旨を公表することとする。 5 (省 略)

新	旧
(会社情報の本協会への報告) 第 31 条 (現行どおり) 2 1 } (現行どおり) 4 5 グリーンシート銘柄 (リージョナルとして区分したものを除く。) の取扱会員は、第 1 項、第 3 項及び前項の報告の内容を取扱部店に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。 6 ・ } (現行どおり) 7 付 則 この改正は、平成 16 年 1 月 20 日から施行する。	(会社情報の本協会への報告) 第 31 条 (省 略) 2 1 } (省 略) 4 5 グリーンシート銘柄 (リージョナルとして区分したものを除く。) の取扱会員は、第 1 項、第 3 項及び前項の報告の内容を <u>グリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部店 (以下「取扱部店」という。)</u> に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。 6 ・ } (省 略) 7